

○財務省告示第六十六号  
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省  
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成  
二十五年二月十二日に発行した政府短期証券の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年三月七日  
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第三百四十三回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第七条第一項、財政融  
資資金法（昭和二十六年法律第  
百号）第九条第一項並びに特別  
会計に関する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第八十三条第  
一項、第九十四条第二項、同条  
第四項、第九十五条第一項、第  
百三十六条第一項及び第三百十  
七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行われる入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下

八		七		六		五	
額最		イ 払 込 金 額		イ 発 行 額		イ 募 入 決 定 の	
低	行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争
額	札 格 第 I 加 場 行 争	札 格 第 I 加 場 行 争	札 格 第 I 加 場 行 争	札 格 第 I 加 場 行 争	札 格 第 I 加 場 行 争	札 格 第 I 加 場 行 争	札 格 第 I 加 場 行 争
面	金	金	金	金	金	金	金
千	万	千	万	千	万	千	万
円	円	円	円	円	円	円	円
		四	二	三			
		千	千	兆	額	額	価
		七	一	二	面	面	格
		百	万	千	金	金	競
		九	八	百	額	額	争
		十	千	九	で	で	入
		一	円	十	二	三	札
		億		六	千	兆	格
		七		億	七	二	競
		百		九	百	千	争
		八		千	九	二	行
		十		三	十	百	争
		六		百	二	七	額
		万		三	億	億	金
				三	六	六	額

一 国債市場特別参加者・第 I 非  
 二 格競争入札発行」という。  
 三 各申込みのうち応募価格の高い  
 四 申込みからその応募額を順次割り  
 五 当てる。特別参加者ごとの応募  
 六 限度額の範囲内において各申  
 七 込みの応募額を割り当てる。

千円額  
 面金額で三兆二千二百七億六  
 額金額で二千七百九十二億円

三兆二千九百九十六億九千三百三  
 兆二千九百九十六億九千三百三  
 兆二千九百九十六億九千三百三

九	振替単位	振替法の規定による振替口座簿
十	発行行日	の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
十一	発行価格	平成二十五年二月十二日
十二	国債市場	額面金額百円につき九十九円九
十三	特別参加	額面金額百円につき九十九円九
十四	償還金額	額面金額百円につき九十九円九
十五	場所	日本銀行
十六	払込期日	平成二十五年八月九日

平成二十五年八月九日  
 たし、償還期が銀行休業日に  
 当たるときは、その翌営業日に  
 償還金を支払う。  
 額面金額百円につき百円  
 日本銀行  
 財務大臣から通知を受けた者